

財務省告示第二百七十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年五月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年六月九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百二 十回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の条項及びそ 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法 五万円
五	発行額 額面金額で百三十五億円
六	払込金額 額面金額で百三十五億円
七	最低額面金額 額面金額で百三十五億円
八	振替単位 の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行行 平成十六年五月二十日
十	発行価格 額面金額百円につき九十九円九 角四分
十一	利率 年〇・一パーセント

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還期限

十五 償還金額

十六 元利支

十七 払込期日

平成十六年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{借入総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成十八年五月二十日日本銀行額面金額百円につき百円

平成十六年五月二十日